

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号	
1 仕事と子育て・介護の両立支援	①子育て支援サービスの充実	幼保一元化の推進	No.43	
		多様な保育サービスの充実	No.44	
		緊急時等における子育てサポート	No.45	
		地域の子育て支援の充実	No.46	
		講演会等開催時の託児	No.47	
		留守家庭児童教室の充実	No.48	
		公共施設の環境整備	No.49	
	②母子保健サービスの充実	乳幼児すこやか相談の実施	No.50	
		母子健康手帳・父子手帳の交付	No.51	
		ペアクラス（再掲）	No.52	
	③ひとり親家庭等に対する子育て支援	自立支援	No.53	
		経済的支援	No.54	
	④介護サービス等の充実	介護サービスの充実	No.55	
		障がい福祉サービス等の充実	No.56	
	2 男女が働きやすい職場環境づくり	①男女が働きやすい職場環境づくり	男女雇用機会均等法についての周知	No.57
			性別を問わない職員配置	No.58
育児・介護休業法についての周知、推進			No.59	
母性健康管理指導事項連絡カードのPR			No.60	
②農林業・商工自営業に従事する女性への支援		女性農林業者への情報提供等	No.61	
		商工会女性部の活動支援	No.62	
		農林業・商工自営業に従事する女性の地位の向上	No.63	
③子育て後の女性の再就職に対する支援		女性の就労機会の拡大	No.64	
		技術講習会などの情報提供	No.65	
		フレックスタイム制など多様な勤務形態の普及・促進	No.66	
		再就職等のための情報提供	No.67	

1 仕事と子育て・介護の両立支援

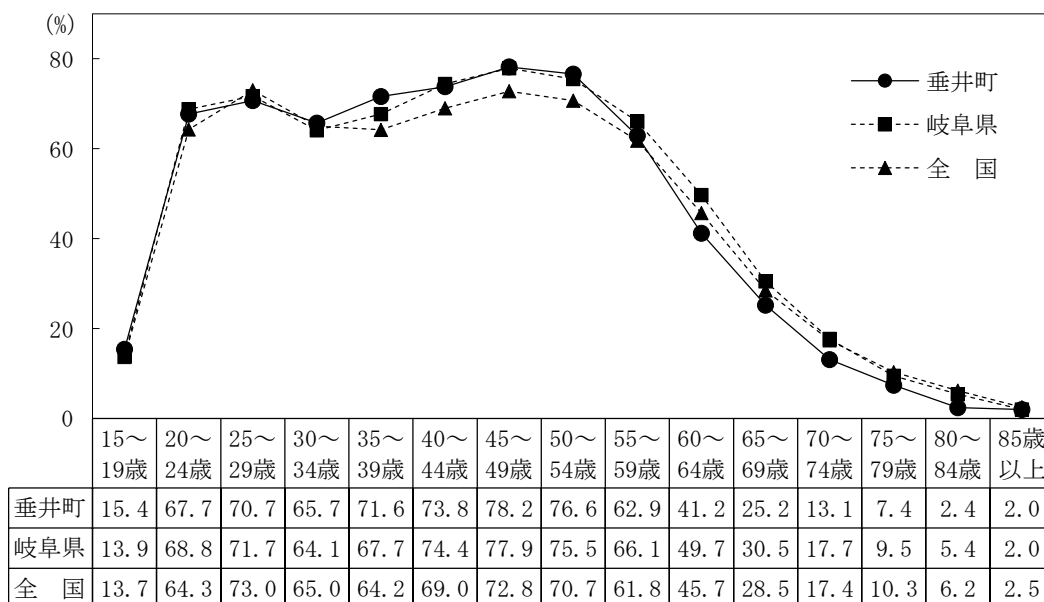
現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、「しっかり働き、豊かに暮らす」というキャッチコピーのとおり、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざすものであり、人の生き方や豊かさにかかわるものです。

図表3-12は、平成22年の国勢調査から女性の年齢別就業率をみたものです。出産、子育て期に就業率が落ち込むことによってできるM字カーブは、男女共同参画の進展を表す指標の一つととらえられています。本町は25～29歳の70.7%から30～34歳には65%台に低下しています。本町は岐阜県とほぼ同様のラインを描いており、35～54歳の就業率が全国より高くなっています。

本町においては、「垂井町子育てスマイルプラン（次世代育成支援行動計画）」にそって子育て支援サービスの充実に努めており、保育園・幼稚園の機能の充実に努めながら、幼保一元化を推進しています。

図表3-12 女性の就業率

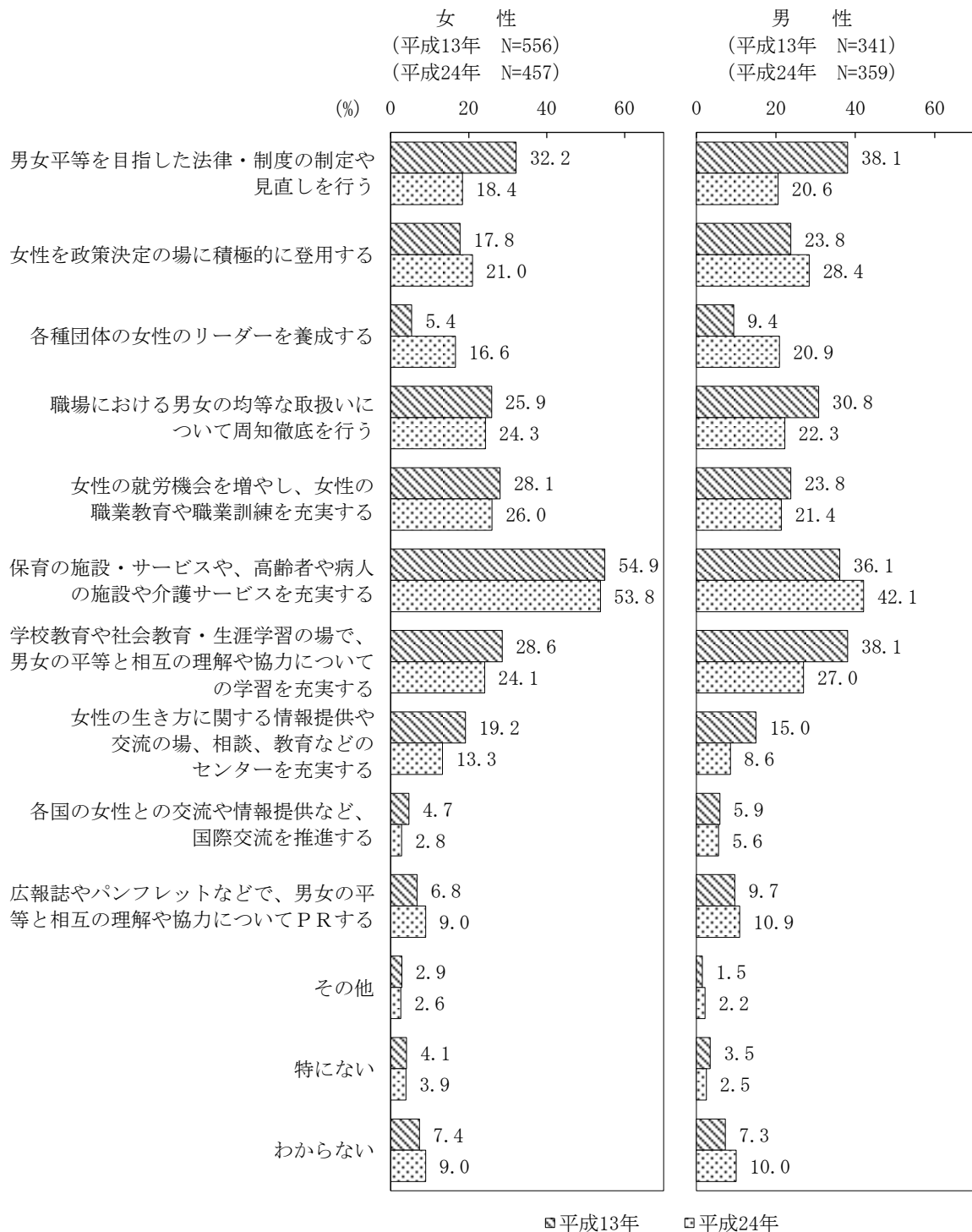


(注) 労働力状態「不詳」を除いて計算した。

資料：「国勢調査」平成22年

住民アンケートによると、男女共同参画社会の推進に必要なこととしては、平成13年に上位を占めていた「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」は大幅に低下しており、制度面における整備が進んできたことを表しています。一方、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」は、女性では依然として非常に高い要望であり、男性においても第1位になっていることから、本計画における重要課題の一つといえます。

図表3-13 男女共同参画社会の推進に必要なこと（3つまで）



介護については、高齢者の増加とともに要介護認定者は増加を続けており、介護される側も介護する側も女性が多いという点から、介護は女性問題と言っても過言ではありません。介護保険制度の導入以降、大幅にサービスが整備され、利用も増加しています。今後さらに高齢者の増加が予測され、家庭の介護力が低下する中、介護サービスの充実子育て支援と並んで重要な課題となっています。

図表 3-14 要介護認定者数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	818	807	856	888	920

資料：「介護保険事業状況報告」各年3月末

施策の方向

①子育て支援サービスの充実

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.43	◆幼保一元化の推進 保育園、幼稚園の機能の充実を図りながら、幼保一元化を推進します。なお、以下に掲げる取り組みについても、幼保一元化の取り組みを進める中で、運営体制や事業内容等の充実を図りながら実施します。	新規 充実	健康福祉課 学校教育課
No.44	◆多様な保育サービスの充実 多様な働き方に応じて、低年齢児保育、延長保育、病後児保育、一時預かり保育、幼稚園の預かり保育など、必要に応じた保育サービスの提供に努めます。	継続	健康福祉課 学校教育課
No.45	◆緊急時等における子育てサポート 一時保育や子育て短期支援事業（ショートステイ）、コミュニティママ子育てサポート事業など、保護者の疾病や事故等の緊急時に対応するサービスを提供します。	継続	健康福祉課
No.46	◆地域の子育て支援の充実 子育て支援センター事業、子育てふれあいサロン、乳児家庭全戸訪問事業等により、子育ての相談、指導、交流などを通して、子育て不安の解消を図ります。	継続	健康福祉課
No.47	◆講演会等開催時の託児 保護者が講演会、説明会、ワークショップなどに参加しやすくなるよう、必要に応じ、託児を行います。	継続	担当各課

No.48	<p>◆留守家庭児童教室の充実</p> <p>仕事などで昼間保護者が家庭にいない児童を対象とする留守家庭児童教室は、子育てと仕事の両立を支援するうえで大きな役割を果たしていることから、利用時間の延長、対象年齢の拡大、長期休暇のみの受け入れなど、内容の充実を検討していきます。</p>	継続	健康福祉課
No.49	<p>◆公共施設的环境整備</p> <p>妊婦、子どもづれはもちろん、だれもが安心して出かけられるよう、公共施設的环境整備を実施していきます（ベビーシート、多目的トイレ等の整備）。</p>	継続	建設課 生涯学習課 企画調整課

②母子保健サービスの充実

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.50	<p>◆乳幼児すこやか相談の実施</p> <p>妊娠から出産、育児に至る一貫した母子保健サービスを提供していきます。</p>	継続	保健センター
No.51	<p>◆母子健康手帳・父子手帳の交付</p> <p>母子健康手帳の交付と併せて、父子手帳を交付します。</p>	新規	保健センター
No.52	<p>◆ペアクラス（再掲）</p> <p>男性の育児への参加意識の向上に繋がるよう、妊婦とその夫を対象に、沐浴、抱き方、オムツの替え方などを学ぶペアクラスを実施します。</p>	継続	保健センター

③ひとり親家庭等に対する子育て支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.53	<p>◆自立支援</p> <p>自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。</p>	継続	健康福祉課 保健センター
No.54	<p>◆経済的支援</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給、医療費の助成、保育料の軽減など経済的な支援を継続して実施します。</p>	継続	健康福祉課

④介護サービス等の充実

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.55	<p>◆介護サービスの充実</p> <p>介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で生活ができるようにするとともに、家族介護者に大きな負担がかからないよう、また、仕事と介護が両立できるよう、地域密着型サービスなどの介護サービスの充実を図ります。</p>	継続	健康福祉課
No.56	<p>◆障がい福祉サービス等の充実</p> <p>障がいのある人の社会参加と自立を促進するサービスの充実を図るとともに、家族介護者の仕事と介護等が両立できるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の充実を図ります。</p>	継続	健康福祉課



2 男女が働きやすい職場環境づくり

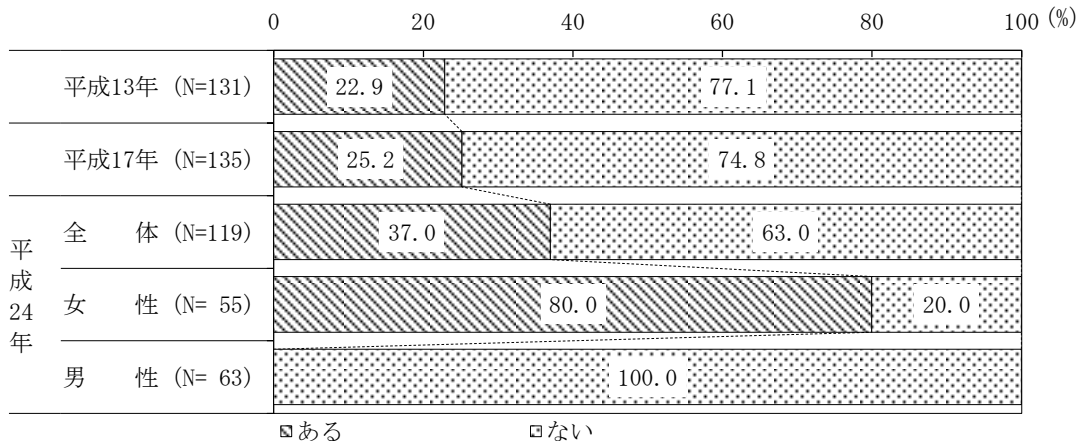
現状と課題

住民アンケートにおいては、「募集・採用」は比較的平等であるが、「昇進」や「賃金」については依然として男性が優遇されているという回答が多くなっています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などにより、就業分野における法的制度の整備は着実に進んでいるものの、一般的な就労の現状は女性の就業に占める非正規雇用の割合が過半数を超え、男女の賃金格差が存在するなど、依然として男女間の格差が大きく、これらの解決は重要な課題です。

また、町職員のアンケートによると、子どもがいる人のうち、育児休業を取得したことがあるのは、女性では80.0%、男性は一人もとっていないという結果です。民間企業においても男性の育児休暇の取得率は低い状況にありますが、町は男性の育児休暇の取得を推進していくことを検討する必要があります。

図表3-15 育児休業の取得（子どものいる人のみ）

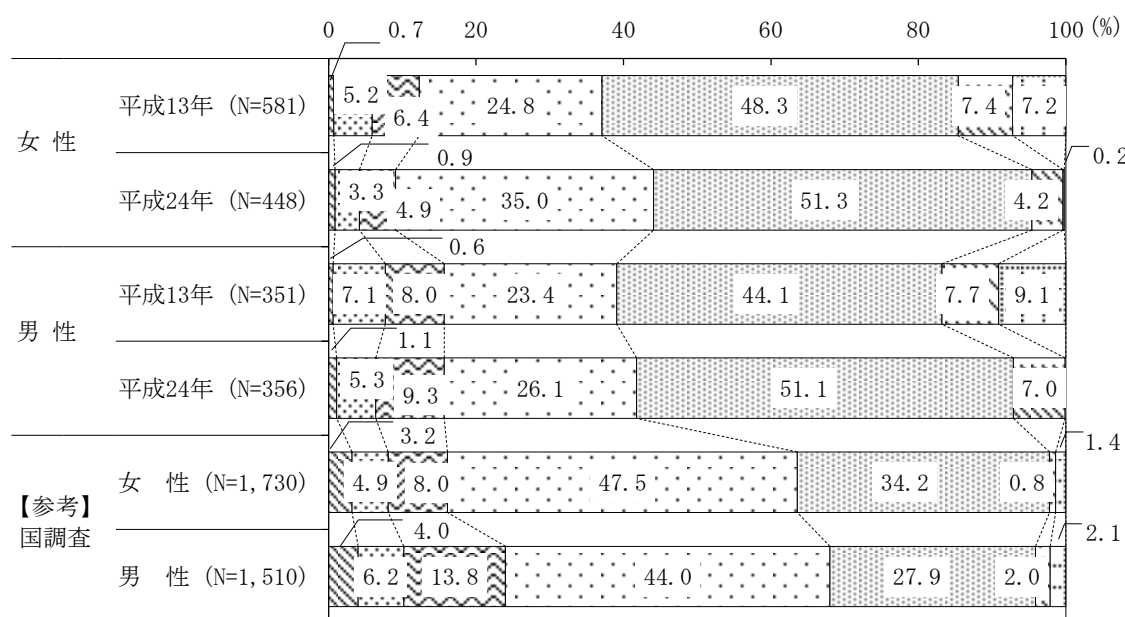


資料：職員アンケート

女性が職業を持つことについては、平成13年に比べて女性は「継続型」が10ポイント以上高くなっています。男性は「中断型」が7ポイント、「継続型」が2.7ポイント高くなっています。平成21年10月の国の調査に比べると、本町は男女ともに「継続型」が非常に低く、「中断型」が非常に高くなっています。

子どもができたらいったん仕事をやめて、ある程度子どもが大きくなったら仕事を始めるという考え方が多いことを考えると、いったん仕事をやめた後の再就職の支援や、多様な就労形態へのニーズがあると考えられます。

図表3-16 女性が職業を持つこと



- 女性に職業を持たない方がよい
- 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい (継続型)
- 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい (中断型)
- その他
- わからない

施策の方向

①男女が働きやすい職場環境づくり

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.57	◆男女雇用機会均等法についての周知 職場における男女の均等な機会と待遇の確保等の一層の定着が図られるよう、企業等への男女雇用機会均等法についての情報提供、普及啓発を推進します。	継続	産業課
No.58	◆性別を問わない職員配置 性別に関わらず、能力に応じた職員の配置を適正に行います。	新規	総務課
No.59	◆育児・介護休業法についての周知、推進 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、看護・育児・介護休業制度等を広報紙でPRするとともに、企業、労働組合との会合等を通じ、制度の普及・啓発に努めます。なお、役場においても積極的に男性職員の育児休業の取得を推進します。	新規	産業課 総務課
No.60	◆母性健康管理指導事項連絡カードのPR 妊娠中・出産後の女性労働者が安心して保健指導・健康診査を受けるための時間の確保等ができるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。	継続	保健センター

②農林業・商工自営業に従事する女性への支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.61	◆女性農林業者への情報提供等 女性が農林業の技術や経営能力の向上を図ることにより、農林業の様々な分野で女性の参画が進むよう、地産地消の取り組み、農産物・加工品のブランド開発、起業などについての情報提供や働きかけを行います。	新規	産業課
No.62	◆商工会女性部の活動支援 商工会活動に女性の参画が進むよう、商工会女性部の活動を支援していきます。	継続	産業課
No.63	◆農林業・商工自営業に従事する女性の地位の向上 農林業に携わる女性や自営業を支える女性の経済的地位の向上や就業条件の改善が図られるよう、情報提供を行うとともに、広報誌や関係団体を通じて啓発活動を推進します。	新規	産業課

③子育て後の女性の再就職に対する支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.64	◆女性の就労機会の拡大 職業安定所などと連携を図り、求人情報、マザーズコーナーの紹介等、情報提供による女性の就労機会の拡大に努めます。	継続	産業課
No.65	◆技術講習会などの情報提供 職業安定所など関係機関との連携を密にして、技術講習会などの多様な情報を提供していきます。	継続	産業課
No.66	◆フレックスタイム制など多様な勤務形態の普及・促進 在宅勤務や短時間労働、フレックスタイム制等多様な勤務形態を普及・促進していきます。	継続	産業課
No.67	◆再就職等のための情報提供 出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談やIT関連等の職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。	継続	産業課

